

香川県広域水道企業団条例第6号

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第13条の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国、他の地方公共団体等から派遣された<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8</u>に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第13条の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国、他の地方公共団体等から派遣された<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条</u>に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を支給する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。